明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○電波天文業務の用に供する受信設備を指定した件（**総務**一九五）　一
○超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**一九六）　二
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**一六〇）
○原戸籍が滅失した件（**同**一六一）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**同**一六二）
○高速道路・道路交通情報提供システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一六二）
○浚渫船建造計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一六三）
○スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一六四、一六五）
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**厚生労働**一五二）　二
○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件
（**農林水産**一四〇〇）
○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件（**同**一四〇一）　四
○森林病害虫等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件（**同**一四〇二）　五
○森林病害虫等防除法第三条第三項の規定に基づき、補完伐倒駆除を命ずる等の件（**同**一四〇三）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一四〇四～一四一二）　六
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**四六一）　一〇
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件（**防衛**八〇）　一〇

〔国会事項〕

内閣　財務省　一〇

〔人事異動〕

官庁事項　一〇

〔叙位・叙勲〕

貸金業法第二十四条の四十一の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　二

限定救命艇手登録講習実施機関の登録（国土交通省）　二
限定救命艇手登録講習実施機関の登録事項の変更（同）
労働　三
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　三

〔公告〕

諸事項　三〇

官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
農林水産省共済組合定款の一部変更関係　三〇
会社その他

告示

○総務省告示第百九十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五十六条第一項の規定により、次のとおり電波天文業務の用に供する受信設備を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

なお、平成十五年総務省告示第二百八十七号（電波天文業務の用に供する受信設備を指定した件）は、廃止する。

平成二十五年四月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

一　受信の業務の種別
電波天文業務

二　その受信設備を設置している者の名称
大学共同利用機関法人自然科学研究機構

三　設置場所
長野県南佐久郡南牧村野辺山四六二番二号
東経　一三八度二八分二一秒
北緯　三五度五六分四〇秒

四　受信しようとする電波の周波数
一、四〇〇MHzから一、四二七MHzまで
一、六六〇・五MHzから一、六六八・四MHzまで
一五・三五GHzから一五・四GHzまで
二二・二一GHzから二二・五GHzまで
二三・六GHzから二四・〇GHzまで
三一・三GHzから三一・五GHzまで
四二・五GHzから四三・五GHzまで
八六・〇GHzから九二・〇GHzまで
一〇五・〇GHzから一一六・〇GHzまで

五　運用時間
常時

六　指定の有効期間
平成二十五年三月二十五日から平成三十五年三月二十四日まで